



三井住友信託銀行が積水ハウス<1928>株式の変更報告書を提出（保有減少）



積水ハウス<1928>について、三井住友信託銀行が4月18日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「提出者1の株券等保有割合が1%以上変動したこと 提出者1の商号変更が行われたこと 提出者1の住所を変更したこと 共同保有者が減少したこと」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の積水ハウス株式保有比率は、6.18%と0.25%減少した。

報告義務発生日は、2012年4月13日。